

## 第三者評価の公表事項

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
-------------------

### ②評価調査者研修修了番号

S2019007
17-11b
18-7b

### ③施設名等

名称：	社会福祉法人県北報公会 陽清学園
施設長氏名：	柴田 昌子
定員：	42 名
所在地(都道府県)：	秋田県
所在地(市町村以下)：	北秋田市七日市字家向46-1
T E L：	0186-66-2104
U R L：	<a href="http://youseigakuen.syarasoujyu.com/index.htm">http://youseigakuen.syarasoujyu.com/index.htm</a>

#### 【施設の概要】

開設年月日	昭和30年4月1日
経営法人・設置主体 (法人名等)：	社会福祉法人県北報公会
職員数 常勤職員：	34名
職員数 非常勤職員：	3名
有資格職員の名称 (ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人 数：	3名
有資格職員の名称 (イ)	精神保健福祉士
上記有資格職員の人 数：	1名
有資格職員の名称 (ウ)	保育士
上記有資格職員の人 数：	10名
有資格職員の名称 (エ)	栄養士
上記有資格職員の人 数：	1名
有資格職員の名称 (オ)	調理師
上記有資格職員の人 数：	2名

#### ④理念・基本方針

##### ■理念■

私たちは乳幼児、児童、障がい者等に対して提供する福祉サービスにおいて、お客様の声に真摯に耳を傾け一人一人のニーズに沿った支援を提供します。更に地域における社会福祉法人の存在意義を自覚し、地域の人々や関係機関と協力し、世代や分野を超えたつながりを通じて、地域共生社会の実現に向けて永続的な福祉事業を展開していきます。

##### ■基本方針■

- ①私たちは、法令を遵守します。
- ②福祉サービス事業者として、地域社会、関係機関と連携し地域のニーズの掘り起こし、支援に努めます。
- ③利用者及び地域の皆様へ法人の情報を発信し開かれた法人を運営します。
- ④更に必要とされるニーズの変化に対応し、サービスの継続的改善に努めます。
- ⑤高度な技術と専門性を身につけるために、自己啓発と研修に努め福祉サービスを提供します。

#### ⑤施設の特徴的な取組

- ・施設の高機能化・多機能化を求められている状況を踏まえ、児童家庭支援センター、一時保護専用所の開設を目指している。
- ・重点目標として「計画的な人材確保」「人材育成」「リービングケア体制作り」を掲げチームに分かれて取り組んでいる
- ・学習の補填として、公文学習（国語、算数）を取り入れ、成績アップや子どもの自信に繋がっている。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	令和2年9月2日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	令和3年2月8日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度

## ⑦総評

### ◆特に評価の高い点◆

- ・職員の聞き取りより、「職員の提案を取り上げ、実行に移すことを後押ししてくれる。」「風通しが良くなった。」「子ども一人ひとりを把握している。」「職員にも目を向けてくれ、やりがいを持っている。」などの意見があり、施設長は、信頼関係を築き、職員が養育・支援の質の向上に意欲的に取り組めるよう指導力を発揮していることが理解できる。
- ・子ども一人ひとりの自立に向け、基本的な生活習慣の確得を支援しており、その中でも、食育については、食育委員会を中心に様々な取り組みを行っている。食事は各寮で家庭的な環境で提供され、「年間食育計画」「年間食育目標」を作成し、また、子どもに食事アンケートを実施し、献立に反映させている。毎月の「食育だより」に、野菜の切り方などをイラストで描き、子どもにも分かりやすく工夫し、高校生は、自分で弁当を作るなど将来の自立に向けた支援を行っている。
- ・「福祉支援計画書」で地域との交流を明文化しており、地域に根ざした活動を実践していることは特筆される。
- ・親子関係再構築の支援については、家庭支援専門相談員が中心となって協議した支援方針を施設全体で共有し取り組んでいる。支援の過程では、必要に応じて敷地内にある家族との面会、宿泊のできる建物を利用して親子の再構築訓練を行い、職員が家族関係の修復が可能かどうか状況を観察し、交流の支援ができる環境が整っている。

### ◆改善を求められる点◆

- ・職員一人ひとりの育成に向けた目標管理をする仕組みが構築され、職員個々が目標を設定し、それについて施設長が定期的に個別面接を実施し、進捗状況や目標達成度の確認を行っている。今後も継続して取り組み、職員が将来なりたい職業人生を描ける事を期待したい。それとともに、人事基準について、職員にさらなる周知が望まれる。
- ・災害時の緊急避難について、避難場所の指示や安否確認の方法等を文書化して、職員や利用者へ周知し徹底を図ることが望まれる。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成25年の1回目の受審以降、「第三者評価改善委員会」を設け、毎年の自己評価を実施してきました。自己評価結果を踏まえての支援内容の改善に取り組むことが主ですが、QC手法を取り入れて、自己評価の取組み方法にスポットを当てたこともありました。

今年度は、3回目の受審でしたが、去年までとは評価の基準を変更し、改善できる項目をもっと広く捉え、新たな重点目標の取組みも始めました。十分な内容に至らず、今回の評価結果でも改善の提案をしていただいた項目については、来年度の計画内容に早速取り入れているところです。

さらに、今年のコロナ感染に関わることでの対応では、状況を見極めつつ、マニュアルなどの整備を進めてきましたが、合わせて指摘のありました、災害時対応マニュアルの見直しも、子どもの安全確保のために重要な課題として進めていきたいと考えております。

自己評価の項目について、丁寧に読んで内容の理解を深めることは、子どもへのより良い支援について気付く良い機会になっている実感があります。「第三者評価改善委員会」も継続し、次の受審に繋がる活動にしていきたいと思っております。訪問調査時には、遠いところまで数回にわたり御足労いただきありがとうございました。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）

#### I 養育・支援の基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。</p> <p>理念・基本方針は明文化されており、ホームページに掲載し、また、各寮にも小さな額に入れ掲示されている。</p> <p>法人の事業計画に加え、各施設において「福祉支援計画書」を策定し、その中にも、法人の理念・基本方針を記載し、全職員に浸透を図ることとしている。年度初めに「福祉支援計画書」を配布し、それをもとに職員会議で周知している。</p> <p>子どもには、わかりやすい資料を作成し、施設長が、年度初めの児童自治会で説明している。</p>	

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>施設長は、法人のマネジメントレビューに出席し、施設経営を取り巻く環境や経営状況を把握している。</p> <p>事業報告書に、児童数や各事業の実施状況などが記載されており、経営状況を的確に把握・分析されている。</p> <p>行政の情報をもとに、全体の動向や、地域の福祉に対する子ども像の変化、養育・支援のニーズを把握し、職員にも朝の打ち合わせで周知し、課題の理解に努めている。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>経営課題は、事業計画に明確に示され、入所児童数の減少により、定員数を変更し少人数編成の小規模グループケアの取組を行っている。</p> <p>また、経営状況や課題を職員に周知し、施設のマネジメントレビューで話し合わせ、職員の総意を法人のマネジメントレビューで施設長が提案し、課題の解決・改善に取り組んでいる。</p> <p>今後の課題として、児童家庭支援センターや一時保護専用所の創設も予定している。</p>	

### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>中・長期計画は、「新しい社会的養育ビジョン」に基づき策定されており、施設の「福祉支援計画書」に、今後5か年の事業予定（令和2年度～令和6年度）が記載されている。</p> <p>中・長期計画は、法人の「福祉支援サービスマニュアル」に沿って策定し、9月の中間見直し、さらに年度末の見直しのプロセスを経て、法人のマネジメントレビューで報告・検証し、職員にも周知している。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。</p> <p>単年度計画は、施設策定の「福祉支援計画書」に概要と基本方針として記載され、また、養育・支援に関する施設の重点項目として、自立支援、学習支援、職業支援、家庭支援の内容を具体的に示している。</p> <p>収支予算や収支計画の財務管理は、法人全体で一元化され、適正かつ公正な財政健全化が維持されている。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>事業計画は、年度初めに策定され、法人の「福祉支援サービスマニュアル」の手順に沿って、進捗状況の確認、見直しを行っている。</p> <p>毎年6月・9月に職員が参画して進捗状況を確認、見直しを行い、職員の意見を集約し、2月に施設のマネジメントレビューで評価し、職員会議でまとめ、次年度の事業計画を策定する手順で、組織的に行われている。</p>	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</p> <p>事業計画は、保護者には個々に園だよりを配付し、また、子どもには、事業計画の主な内容を、ふり仮名をするなど分かりやすく工夫した資料を配付し、それをもとに、施設長が年度初めの児童自治会で説明し理解を促している。</p>	

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>養育・支援の質の向上に向けた取組みが組織的に行われ、機能している。</p> <p>養育・支援の内容については、自己評価や第三者評価の受審により、定期的に評価を行う体制が整備されている。</p> <p>自己評価を毎年実施し、決められた手順で年2回進捗状況を把握、さらに、毎月開催される調整会議・支援会議・職員会議等で分析・検討し、その分析結果や課題に対して、PDCAサイクルに基づいて組織的に取り組んでいる。</p>	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p>評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>自己評価を毎年実施し、評価の課題について「第三者評価改善委員会」を中心に、課題の解決・改善に計画的に取り組んでいる。毎年、9月に見直しを行い、2月の職員会議で評価し、結果を職員間で共有を図り、職員全体で改善に取り組んでいる。</p>	

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を、年度初めの園だよりや職員会議で表明している。</p> <p>また、平常時のみならず有事における施設長の役割と責任についてや不在時の権限委任についても職務分掌で明確にしている。</p> <p>さらに、「福祉支援計画書」に、責任体制及び運営体系図が示され、施設長の責任が明確にされている。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組みを行っている。</p> <p>施設長は、児童養護施設関連の研修やその他研修に積極的に参加し、法令を理解するために取り組んでいる。</p> <p>さらに、法人のマネジメントレビューで得た関連法令の情報を、朝の打ち合わせで報告し職員に周知している。</p>	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組みに十分な指導力を発揮している。</p> <p>「研修実施規定」を策定し、全職員に研修の機会が与えられることを目的として、施設長は、職員の養育・支援の質の向上のため、研修派遣に積極的に取り組み、自らも研修を受講し、専門性の向上に努めている。</p> <p>さらに、福祉サービスの質の向上を図るため、現場レベルの業務改善活動として、「福祉QC活動」を継続して実践している。</p>	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組みに十分な指導力を発揮している。</p> <p>施設長は年2回職員と面談し、一人ひとりの意向を確認し、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。</p> <p>また、高齢者や障害者を雇用した人員配置により、経営改善の実効性を高める取組みを行っている。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組みが十分ではない。</p> <p>「福祉支援計画書」に運営基本方針を踏まえ、3つの重点目標を定め、福祉人材の確保・育成について明確にしている。「計画的な人材確保」と「人材育成」の目標に向けて目標達成のための具体策やスケジュールがあり、チームで取り組んでいる。</p> <p>また、将来の人材育成に向け、中学校で出前講演を行っている。</p> <p>しかし、今年度からのスタートであり、まだ福祉人材の確保や育成にまでは至っていない。今後は、人材育成に継続的な取組みが期待される。</p>	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>総合的な人事管理に関する取組みが十分ではない。</p> <p>「期待する職員像等」を明確にし、具体的な職員像としての力量も示され、また、法人の「就業規則」「給与規定」等に職員の規範と処遇が示されている。</p> <p>法人の人事評価制度は確立されているが、今後、職員が自らの将来を描くことができるよう、基準について更なる周知を期待する。</p>	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。

施設長は、定期的に職員の有給休暇の取得日数を把握し、一般事業主行動計画に基づき、法人独自に6日以上を取得を推奨している。年度初めの申し出により、ワークライフバランスに配慮し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

さらに、35歳以上の職員に人間ドッグの受診を義務づけるなど、心身の健康にも配慮している。

今後は、就業状況についての課題等を、具体的に計画に反映し、改善に向けた取組みを期待する。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。

「児童の尊厳の保持、権利擁護に努め、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに寄り添い行動できる職員」を施設の求める職員像として明確に示している。「目標管理シート」を使用し、職員一人ひとりの目標が適切に設定されている。

施設長は、年2回個別面接を行い、一人ひとりが設定した目標の進捗状況や目標達成度の確認を行っている。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

施設の「福祉支援計画書」に自己研鑽についての姿勢を示し、「研修実施規程」を策定している。

さらに、職員の資質の向上に向けた研修体制を構築することを運営計画で示している。

研修担当職員が、年度の内部研修計画と外部研修計画を作成し、今年度は状況を鑑みて適切に実施されている。年度末に研修実施内容を評価・見直しし、職員が必要な知識や子どもへの支援技術を習得できる体系的な研修計画が策定されている。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。

「研修実施規程」を策定し、研修担当職員を配置し、年度毎の研修計画を作成している。

福祉サービス目標達成における個々の役割と貢献を「研修・力量カード」等で把握している。職員の専門性や一人ひとりの力量アップの目安になるよう、各職員の研修歴、実践経験をもとに、6階層別に体系化し、8の研修領域に分類し研修計画を策定している。

施設は、小規模化や地域分散化をしており、毎朝の打ち合わせや人事評価等の機会を通じた相談体制がある。



(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組みを実施している。</p> <p>「福祉支援計画書」に可能な範囲に置いて実習生を受け入れるとし、「実習生受け入れマニュアル」に基本姿勢を示している。</p> <p>施設実習指導計画と社会福祉士養成課程のマニュアルに準じ、学校と連携し、保育士や社会福祉士の実習生を積極的に受け入れている。</p> <p>また、実習生の受け入れ担当を配置し、指導者研修を受講し、多くの実習生を受け入れ、人材育成に努めている。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	
<p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>ホームページに法人の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算報告や、第三者評価の受審結果、苦情・相談に対する改善・対応の状況についても適切に公開している。</p> <p>また、行事や活動報告などを掲載した園だよりを毎月発行し、保護者、OB、OG、関係機関等に配布し、施設の日常を公開している。</p>		
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	
<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが行われている。</p> <p>法人の定款に、会計は経理規程によると定め、それに基づき職務分掌で園長が会計責任者となっており、施設の事務員も業務責任が示されている。</p> <p>法人の内部監査は定期的実施され、また、外部の公認会計士からも指導・助言などの専門的な支援を受けている。</p>		

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	
<p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>「福祉支援計画書」の理念・基本方針で、利用者が地域社会で自立した日常生活が送れるよう支援すること、施設が利用者と地域に正しい情報を提供することを基本とした地域との関りの考えを示している。</p> <p>施設行事に地域住民の参加を図ったり、地区の祭りにボランティアとして参加したりと交流に努めている。</p> <p>また、小学校のクラブ活動に施設の送迎バスを使用するなど地域との連携を緊密にしている。</p>		

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。</p> <p>「業務支援マニュアル」で、ボランティアの受け入れについて基本姿勢を明らかにしている。マニュアルに沿って受け入れの可否を施設長が判断し、相手にその旨を伝えている。活動当日は個人情報保護に関する同意書を提出の後、担当職員の下で活動を行っている。学校にはPTA、委員会役員などを担い協力しているほか評議員の参与として参画している。ボランティアに対してオリエンテーションを通じて必要事項は説明しているが、今後は、よりよい支援を図るため必要な研修会を行い、記録されることが望まれる。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>関係機関と定期的連絡会を開くなどし連携を図っている。学校とは毎年情報交換会を開催している。社会資源リストが作成されていて職員間で情報共有が図られている。また、各寮に地域の社会資源が記載されている市内マップが配布されていて情報が共有されている。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組みを積極的に行っている。</p> <p>関係機関との協議や要保護児童対策地域協議会等の会議に出席して地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域の自治会に加入して交流を深めていて、災害時の緊急避難場所にもなっている。また、施設内に地域福祉委員会を組織して活動を支援している。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>市の要保護児童対策地域協議会に参加し各関係機関と情報交換し地域の福祉ニーズや動向の把握に努めているほか、地区民生児童委員と情報交換している。</p> <p>公益的な取組みとして、「子育て相談電話」を設置し地域の子育て相談を受けているほか「地域福祉委員会」による「地域サロン」へ参加したり一人暮らし高齢者世帯支援活動等も行っている。</p>	

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>「福祉支援計画」を基本に「業務支援マニュアル」に「倫理綱領」「10の基本原則」「人権の尊重に基づく行動規範」を「職員の基本姿勢」として示し、入所から退所までの項目ごとに子どもの養育・支援に当たる標準的手順が示されている。</p> <p>「倫理綱領」は、職員会議の席上で職員が輪番で条項を解釈したことを発表し合うことをして周知を図っている。</p> <p>また、「人権擁護の自己チェックリスト票」を使用し人権擁護と虐待防止に努めている。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。</p> <p>以前から施設の方針として「小規模で家庭的な生活」を掲げプライバシー保護に努めている。具体的に「プライバシー保護規程」を作成し「業務支援マニュアル」の中に入れて周知を徹底している。</p> <p>また、中学生以上を原則個室にしているほか、風呂も個別に入ること、来賓があっても許可がないと部屋を見せない約束をしていること等プライバシーへの配慮を具体的に実践している。</p>	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>入所時に「入園マニュアル」に沿って施設の理念や方針を説明し、保護者には不安がないようパンフレット、広報誌等を渡して施設での生活を説明している。</p> <p>また、子どもには「権利ノート」を渡し人権について説明し、資料を提示して日常の暮らしのこと、行事のこと、学校生活のこと等わかるように説明している。見学等の希望についても、要望があった時には対応できるような体制になっている。</p>	

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>経過観察の期間を経て児童相談所からの資料と整合性を図りながら園で作成した「社会成熟度表」を使用して子どもと話し合い、課題を見つけ、同意を得て自立支援計画書を作成している。新しく、子どもたちにもわかりやすい様式で「スマイルカード」を作成し、課題に沿って共同作業のように進めることができるようしている。</p>	
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。</p> <p>他施設や家庭への復帰の際は児童相談所と緊密に連携して取り組んでいる。「業務支援マニュアル」に「退園マニュアル」が入っていて、それに沿って対応している。アフターケアの必要な子どもや保護者とは必要なケアについて話し合い、施設独自様式の「アフターケア実施同意書」を作成し、署名押印を得て実施している。また退所後の相談窓口として「アフターケア責任者」を専任して対応している。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>施設に児童自治会を設けて子どもたちの意見を聞く機会を作っている。寮長が参加し意見をまとめ、施設で集約・対応する仕組みとなっている。</p> <p>また年2回「食事アンケート」を実施しているほか、プライバシーやいじめ等に関する「もっと・ホットアンケート」を実施し子どもたちの満足度を調査して職員間で分析して処遇改善に努めている。</p>	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>苦情の受付、処理については「陽清学園運営規程」に明示されている。「業務支援マニュアル」に「要望・苦情解決の手順」を定め周知し、手順に沿って適切に対応している。出された要望・苦情は年3回開催される「苦情解決委員会」に諮られ対処し、ホームページや園だより等で件数・内容を公表している。</p>	

<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p>子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組みが行われている。</p> <p>要望・苦情のための意見箱を設置して意見が出しやすい環境を作っている。仕組みが子どもにもわかるように作成されたビジュアルな掲示物を寮内や食堂、自治館等に掲示し周知を図っている。</p> <p>また、年3回実施される児童自治会に第三者委員も年1回は参加していただいて制度の周知を図っている。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>「苦情等の対応マニュアル」に沿って適切に対応されている。寮内で解決できることは寮会議で子どもたちと話し合っ解決するようにしている。</p>	
<p>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>
<p>リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>リスクマネジメントについて「業務支援マニュアル」に取り入れて周知を図り適切に対応している。</p> <p>職員会議でヒヤリハットの分析を年2回実施し、1年分をまとめて法人本部に報告し対処している。</p> <p>また、「リスクマネジメント委員会」を設置して組織的に対応している。</p>	
<p>② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>「業務支援マニュアル」に法人看護師と栄養士が監修した「食中毒および感染症対応マニュアル」を取り入れて職員に周知を図っている。インフルエンザやコロナウイルス感染症対策等個別疾病については保健委員会が管理し、職員に助言するような体制にして万全を図っている。</p>	

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組みを行っているが、十分ではない。</p> <p>事業計画書及び防災時対応マニュアルに沿って対応していて、緊急時の職員連絡網も整備されている。事業継続計画（BCP）を備え自家発電機等を整備している。備蓄リストは栄養士が中心となって作成し管理していて、地域住民が避難してきた場合にも対応できるようにしている。安否確認については寮長が確認し施設長が集約する仕組みになっていて、避難訓練等の場で周知を図っているが、明文化されたものはなく今後明文化して徹底を図ることが望まれる。</p>	

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。</p> <p>「福祉支援計画書」に基づき「業務支援マニュアル」で日常的支援の実施方法が文書化され実施されている。</p> <p>また、記録はパソコンソフトにより作成され、職員間で閲覧できるようになっていて情報が共有されている。アフター計画もこのソフトで作成されている。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。</p> <p>「業務支援マニュアル」に見直しについて記載されている。</p> <p>定期的に行われている支援会議で、法人が実施している「ISO」の手法を使って「重点目標の進捗状況の確認」「福祉支援計画」「業務支援マニュアル」の見直しがされていて、2月までに改訂すべき事項をまとめ次年度に更新する仕組みになっている。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組みを行っている。</p> <p>自立支援計画は担当の児童指導員が作成し基幹職員の確認、施設長の承認を経て決定されるプロセスがマニュアル化されている。</p> <p>アセスメントについても施設独自のアセスメント表を作成するなどアセスメント手法が確立されている。</p> <p>また、各児童相談所と市職員との合同の支援会議を年1回開催して支援困難ケースに対応している。</p>	

<p>② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。</p> <p>自立支援計画については、「福祉支援計画書」と「業務支援マニュアル」で評価・見直しが明文化され、PDCAサイクルが確立されている。具体的には毎月の支援会議で見直しが図られ、また、「スマイルカード」を活用して子どもの意向が把握できる仕組みになっている。</p>	
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>
<p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>記録はパソコンソフトを使用し、適正に作成され、職員間で閲覧し情報共有が図られている。職員の日々の引継ぎの際も様式を統一した書類を作成して円滑に行われている。また、会議等の記録は職員全員に回覧されている。</p>	
<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>記録の管理体制については、「福祉支援計画」に明示されていて適正に管理されている。ケース記録は鍵のかかる保管庫に保管されている。個人情報の取扱いについては「福祉支援計画」「業務支援マニュアル」に明文化されていて職員が携帯していることで周知が図られている。子ども・保護者には入所時に「個人情報取扱業務概要説明書」を使って説明し書面で同意を得ている。</p>	

## 内容評価基準（25項目）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>子どもの権利擁護に関する取組みが徹底されている。</p> <p>「業務支援マニュアル」に行動規範が定められており、職員会議等で職員に周知され、マニュアル等にもとづいた養育・支援が行われている。</p> <p>また、人権擁護のチェックリストによる点検を年2回実施し、施設長が職員と面接をして確認している。</p> <p>小規模グループにしたことで子どもの様子が把握しやすく、月2回の寮会議で早期発見ができる。思想・信教の自由については、倫理綱領の規定により保障している。</p>	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組みを実施している。</p> <p>「権利ノート」を用いて、入所時の説明と寮会議での学習をしている。幼児には読み聞かせをして、わかりやすく話している。</p> <p>また、CAP学習会では子どもの年齢に合わせて権利についての理解を深めている。</p> <p>寮生活の中でお互いの生活を大切にすることを学び、子どもたち同士で解決できるよう支援することで、相手の立場を尊重した人間関係づくりに取り組んでいる。</p>	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組みを行っている。</p> <p>「告知の手順」マニュアルにもとづいて年齢や発達段階に応じて慎重に判断し、事実を伝えようと努めている。入所期間が短い子どもの場合は、関係機関と連携して情報収集し対応している。原則として保護者の同意を得て告知する手順を取っている。</p> <p>また、告知後の児童のフォローアップは、心の不安定を想定しながら子どもの様子を注視し、職員間で情報を共有するとともに学校と連携して対応している。</p>	



(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

違反行為や不適切なかかわりがあった場合は、「福祉サービス事故防止対策規程」、「就業規則」により処分されることが明記されている。不適切な事案が発生した場合は、「施設内虐待の対応マニュアル」の手順によって対応し、再発防止対策を講じることになっている。

子どもからの訴えは、意見箱のほか話しやすい環境で特定の職員が子どもと会話しながら書く「もっと・ホットアンケート」（年3回）で把握できるようにしており、その結果は職員会議で共有し、学校職員や児童委員が出席する「見守り委員会」で知らせている。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a

職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

毎年4月に子どもたちが寮長・副寮長・書記を決め、月2回の寮会議において生活の改善と日課について話し合っている。職員は一人ひとりの趣味や興味を把握しているほか、図書や雑誌を置き、ビデオやゲームは時間を決めて自由にできるようにしている。

また、施設の活動や行事への参加は自主性を尊重し、本人の希望に沿って実施している。子どもたちには毎月の小遣いを年齢別に支給しているほか、小・中・高校生には小遣帳をつけさせ、経済観念を養うようにしている。また、高校生には1週間分の弁当費用を渡し、各自が食材を購入し作るようにしている。

(6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

「入園のマニュアル」、「退園のマニュアル」及び「入園に当たっての説明事項」を整備しており、子どもを温かく迎えている。入所予定の子どもには、事前に施設見学をしてもらい、幼少の子どもには同じ職員が対応して不安を軽減できるようにしている。家庭復帰に当たっては、家庭支援専門相談員、アフターケア担当者が児童相談所と連携して対応している。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。</p> <p>子どもたちが安心して社会に出ていけるように、進学・就職の相談は学校と連携するとともに保護者の意向も聞き対応している、進路については本人の意向を確認し、大学進学の場合には奨学金などの情報を提供している。退所後1年間はアフターケアを実施しており、記録を整備している。退所者が帰ってきた時には快く受け入れるようにしており、宿泊できる設備もある。</p> <p>広報やポスターで施設行事への参加を呼び掛けているが、更に退所者と職員・子どもとの交流機会を充実することが期待される。</p>	

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p>子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p> <p>職員は子どもの成育歴、虐待を受けた子どもの心理や親との分離で不安定な心理状態にあることを理解した対応を行い、子どもたちの声に真摯に向き合っている。</p>	
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>寮では子ども一人ひとりの欲求を大切にするとともに、共同生活の中で助け合うことや我慢することを体験できるようにしている。生活のきまりは、寮会議で子どもたちが決めており、職員は必要な時に助言している。</p> <p>また、職員と寝食を共にする中で、信頼関係が育まれており、職員も子どもの年齢や状況に合わせた柔軟な対応をしている。</p>	
③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p> <p>寮ごとに子どもと職員と一緒に計画して、外出してのクリスマス会や買い物を実施している。寮のルールは寮会議で決めることになっており、職員は必要以上に指示をせず、子どもたちの生活に支障が出ないよう全職員が見守っている。学校で失敗したなどのつまずきについても、担当職員が対応できない時は経験者（個別対応職員など）が話を聴くシステムがある。</p>	

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p> <p>幼児は幼稚園に通っており、施設内では就園前の幼児と降園後の幼児を計画的プログラムに沿って保育している。年齢段階に応じた本や遊具が揃っている。</p> <p>小学生から高校までは公文式学習を取り入れており、本人が希望すれば学習塾、家庭教師などを利用することもできる。学校の情報は学年ごとに掲示し目で見てわかるようにしている。</p> <p>子どもの学びや遊びを保障するため、家庭教師のボランティアや職員との遊びの時間を設けている。</p>	
⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。</p> <p>施設生活で「しなければならないこと」、「してはいけないこと」を寮の掲示板に貼り周知している。アルバイト等も地域社会でのルールを習得する良い機会と考えている。また、外出する機会を増やし、「バスに乗るルール」、「電車に乗るルール」を学習している。職員は子どもたちのモデルとして意識的に言葉や態度、振る舞いに注意し、業務に従事している。</p> <p>ネットやSNSに関する知識の習得については知識のある職員が対応しているが、さらに多くの職員が対応できる体制を整えたいと考えている。</p>	
(2) 食生活	
① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。</p> <p>職員と子どもと一緒に食事をする、寮ごとの小集団で食事することを基本としている。クラブなどで遅くなったときにもレンジを使用して温かい食事の提供に心がけており、冷たいものは冷蔵庫に保管している。献立は年2回実施している子どもたちのアンケートや寮会議での聞き取りなどを参考に毎月振り返りを行い、食の改善に努めている。また、風邪や下痢など体調不良者は健康状態に応じて食事の提供をしている。</p> <p>寮ごとにお楽しみ献立を立て、買い物から調理まで子どもたちと一緒に食事を楽しむ機会がある。希望する子どもには配膳や後片付けの手伝いをしてもらい、食習慣を身に着ける機会となっている。</p>	
(3) 衣生活	
① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p> <p>衣類は清潔に保たれ季節に合わせて着用している。汚れた衣類は洗濯機・乾燥機を利用して子ども自身で洗うことができる衣類の購入時は、職員が子どもたちと一緒に出かけ、自分の好みの衣類を選択できる機会としている。</p>	

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

寮は家庭的で明るい雰囲気になっている。共有スペースにはテレビ、パソコン、テーブルが置かれ、くつろげる環境となっている。建物は古いが室内は清潔で冷暖房が完備され、家電は一般家庭と変わらぬものが備わっている。個人の居室や共有スペースは子ども自身が整理整頓するが、必要に応じて職員が支援をしている。施設は6~7人の小規模グループの寮となっており、個室や二人部屋もある。住宅地にある地域小規模施設は個室と二人部屋である。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

子どもの心身の健康状態は一人ひとりの健康状態を職員がチェックし、日勤の職員から宿直の職員に引き継いでいる。通院が必要な場合は医療機関と連絡を取り通院している。服薬の管理は職員が行っており、朝の打ち合わせで情報共有している。職員間で子どもの病気や障害、心理面の学習をする機会を設けている。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

施設内に「生委員会」が設置されており、年間のカリキュラムのもとに学習会を行っている。性をタブー視せず子どもたちの疑問に応え、プライベートゾーンなどの教育を実施している。紙芝居を使用するなど発達段階に応じた学習会を行っている。児童相談所の職員を招いたり、職員が参加した研修の資料を参考として年齢別に3つに分けた学習会を実施している。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。

「施設内虐待対応マニュアル」に沿って適切に対応する仕組みがある。子どもの暴力や不適応行動は日々の生活状況を寮ごとに把握し、その結果を引き継いで情報共有することで未然に防ぐ体制となっている。

寮内で解決できない場合は、個別対応職員、心理担当等の助言で立て直す体制がある。また、関係機関との連携も密に行い改善の方法を見つけようと施設全体で努力している。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p> <p>課題を持った子どもや入所間もない子どもは環境変化に適応するには時間がかかることから、寮生活と人間関係に適応できるよう職員との関わりを多く持っている。子ども同士の関係性から、机の位置、食事の席、登校時の列を変更することもある。</p> <p>「生委員会」の「もっと・ホットアンケート」で把握した内容については、職員が協議して対応している。いじめや暴力が発生した場合はマニュアルに沿って全職員と関係機関の連携で対応する仕組みができています。</p>	
(8) 心理的ケア	
① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p> <p>心理的ケアを必要とする子どもに対しては心理担当職員を配置し、心理的支援が行われている。月1回の連絡調整会議で子ども一人ひとりの情報を共有し支援している。今年度から認知トレーニング「コグトレ」の実施に取り組んでおり、継続して実施するための体制づくりを検討している。</p> <p>児童養護施設の協議会で経験の長い心理士から指導を受ける機会はあるが、心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制は整っていない。</p>	
(9) 学習・進学支援、進路支援等	
① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。</p> <p>落ち着いて勉強できるように個別スペースを用意している。また、子どもの学力に応じた学習ができるように、小学校就学前から公文式の学習を取り入れているほか、中学生は家庭教師による学習支援、高校生は希望があれば学習塾の支援も行っている。大学・専門学校進学を希望する高校生に対しては、学校や保護者と連携して実現できるように支援している。忘れ物や宿題の未提出がないよう、チェックリストで職員が確認している。</p>	
② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>子どもが進路の自己決定ができるように支援している。</p> <p>児童と個別に話す機会を設けており、進路については担当職員と話し合い自立支援計画に目標を設定して支援している。</p> <p>進路選択に当たっての経済的問題に関しては、奨学金の情報提供や施設が進路決定後のフォローアップを行うことを伝えている。最終的な判断は本人、保護者や児童相談所を交えた話し合いを行っている。また、施設独自の奨学金給付制度を設けている。</p>	

<p>③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p> <p>高校生がアルバイトを希望した時は、社会経験になることから学校の許可する範囲でアルバイト先を確認し認めている。</p> <p>特別支援学校の高等部では卒業するまでに学年ごとの職場体験があるので奨励している。</p> <p>職場実習については、特別支援学校の生徒を中心に法人の食堂や農場で実習させ、働く姿勢等の振り返りを行いながら指導している。</p>	
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	
<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a</p>
<p>施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。</p> <p>家庭支援専門相談員を2名配置し、家族との信頼関係を構築する窓口としている。家庭支援専門相談員は保護者との関係調整、退所後のフォローアップやアフターケア等、児童相談所と連携して家族関係調整を行っている。</p> <p>家庭復帰に当たっては、面会、外出、一時帰宅の段階を踏んで復帰の経過状況を判断し、児童相談所と連携して取り組んでいる。敷地内に家族との面会や宿泊のできる建物があり、交流にあたって職員が支援できる環境が整っている。</p>	
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>	
<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p> <p>親子関係再構築の支援については、家庭支援専門相談員を中心にケースの見立てや絞り込みを担当する職員（寮のリーダー）が協議し、支援方針を施設全体で共有して取り組んでいる。必要に応じて敷地内の建物で親子の再構築訓練を行い、家族関係の修復が可能かどうか状況を観察し、児童相談所と連携して対応している。</p>	